

地域未来投資促進法 支援制度のご案内

(令和7年4月改定)



県内
全域
対象

県が承認し、国が先進性を確認した地域経済牽引事業について
税制等の支援を受けることができます。

主な支援内容（法人税・所得税の減税）

設備投資（取得予定価額の合計額が1億円以上）に対し、
特別償却又は税額控除を受けることができます。

対象資産	特別償却		税額控除
機械装置・器具備品	35%	or	4%
上乗せ要件（※）を満たす場合	50%		5% 6%
建物・付属設備・構築物	20%		2%

※裏面「先進性」の確認要件において「直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上」など更なる要件を満たすことで、
より高い優遇を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

【注意事項】

- 減税の対象資産の取得価額の合計額は、80億円が上限
- 税額控除は、法人税額・所得税額の20%が上限
- 特別償却は翌事業年度へ繰越可能、税額控除は繰越不可
- 2028（令和10）年3月末※までに供用を開始する資産が対象
（※税制改正により期間延長等、変更になる場合があります）
- 税制優遇を受けるには、県の承認、国の確認に加え、税務署に申告を行う必要あり
- 中古品の取得や貸付けの用に供する場合は対象外

その他の支援内容

固定資産税の減免

土地・家屋等の取得（取得価額の合計が1億円超（一部5,000万円超））
に対し固定資産税を一部免除します
対象市町：松阪市、木曽岬町、多気町

工場立地法 面積率の緩和 （環境施設・緑地）

規定の緑地面積率を緩和することができます
対象：松阪市（西野工業団地）、桑名市（旧多度町の工業団地の一部）

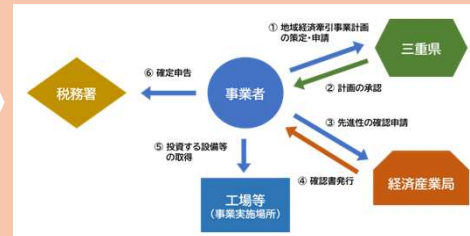
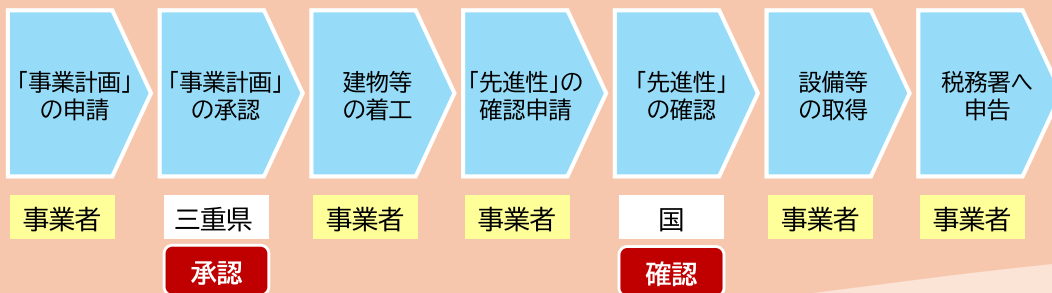
土地利用調整の配慮 （農地転用、市街化調整区域の開発）

三重県・市町が定めた基本計画において重点促進地域に指定されている
場合、農地転用許可や市街化調整区域の開発許可に一定の配慮を受ける
ことができます

金融支援

日本政策金融公庫からの融資・海外展開支援、信用保証協会による債務
保証等の金融支援を受けることができます

手続きの流れ



※【重要】建物等の工事着工前に県の承認を、対象資産の取得前に国の確認を得る必要があります

「地域経済牽引事業計画」の申請

提出先: 三重県

【承認要件】（すべての要件を満たすこと）

- ① 地域の特性を生かすものであること
⇒「第2次三重県基本計画」の「地域の特性及びその活用戦略」で示す7分野に該当する事業であること
- ② 高い付加価値を創出するものであること
⇒事業開始前年度から5, 447万円を超える付加価値を創出する事業であること
- ③ 地域の事業者への経済的効果を有すること
⇒事業開始年度に対し次のいずれかの経済的効果が見込まれること
 - 県内事業者間の取引額 8.8%増加
 - 売上額 8.8%増加
 - 雇用者数 2%増加
 - 雇用者給与等支給額 7%増加

【注意事項】

- ・事業計画の実施期間は5年以内であること
- ・付加価値額、経済的効果は、事業者全体でなく当該事業計画によるものであること

【申請方法】

承認申請書様式に必要事項を記入し、三重県企業誘致推進課までご提出ください
〈添付書類〉・定款 ・直近2事業年度の決算書 ・その他補足書類

「先進性」の確認申請

提出先: 中部経済産業局

【確認要件】（すべての要件を満たすこと）

- ① 先進性を有すること
⇒次のいずれかの先進性を有し、下記※印のいずれかの数値を上回ること
 - A：開発又は生産をする製品の先進性
 - B：開発又は提供する役務の先進性
 - C：商品の生産又は販売の方式の先進性
 - D：役務の提供の方式の先進性※AまたはB：投資収益率5%以上
CまたはD：労働生産性の伸び率4%以上
 - ② 設備投資額が1億円以上であること
 - ③ 設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること
※連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については、連結財務諸表で計算
 - ④ 売上高伸び率が過去5事業年度の市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- <過去に先進性の確認を受けたことがある場合>
- ⑤ 確認申請時、旧計画の実施期間が終了しており、労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上であること

【注意事項】

- ・対象資産の取得は、確認書の「交付後」であること
- ・国の先進性確認スケジュールは、経済産業省ホームページを参照してください

<問い合わせ先>

三重県 雇用経済部 企業誘致推進課 TEL 059-224-2819 E-mail:kigyoyu@pref.mie.lg.jp